

令和6年度 第3回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和6年8月5日（月）午後2時55分～午後3時20分

2 場 所：山梨県JA会館

3 出席者：公益代表 今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員
労働者代表 岡本委員、小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員
事務局 高西労働局長、小林労働基準部長、片山監督課長
鈴村賃金室長、篠原賃金指導官

4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) その他

5 審議会内容

（賃金指導官）

それでは、定刻より少し早いのですが、御出席の委員の皆様全てお揃いでございますので、ただいまから、令和6年度第3回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益委員の石垣委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、この審議会は一般に公開をしております。

事前に公示を行ったところ、傍聴希望者が2人いらっしゃいました。

また、報道機関から1社の申し込みがございました。

傍聴席にいらっしゃいます、頭撮りの部分などで撮影もされております。

御確認をいただければと思います。

傍聴者は、お手元に配りました遵守事項を、是非お守りいただきますようお願いいたします。

また、報道機関の皆様のカメラ撮影の機会ですけれども、開会にあたっての私の説明が終わるまでの頭撮りの部分、そして、山梨県最低賃金の答申文の手交場面、そして、局長のあいさつまでの2回のみとさせていただきますので、円滑な議事進行に、御協力のほど、よろしく願いいたします。

頭撮りは大丈夫そうでしょうか。

それでは、報道機関の方におかれましては、カメラ撮影は、一旦ここまでとさせていただきますので御着席をお願いしたいと思います。

それでは、反田会長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

【 議事（１） 山梨県最低賃金の改正決定について（答申） 】

（反田会長）

それでは早速、始めたいと思います。

まず、議事（１）、山梨県最低賃金の改正決定に係る答申でございます。

本年度の山梨県最低賃金につきましては、山梨労働局長から調査審議の諮問を受け、専門部会を設置して、7月23日から審議を重ねました結果、8月2日に専門部会での結論をみるに至りました。

各専門部会委員の御協力に感謝申し上げます。

山梨県最低賃金の改正につきまして、慎重に審議を行った結果、お手元に配布されております専門部会報告書のとおりとなりました。

事務局によりまして、報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

朗読をお願いいたします。

（賃金室長）

はい、専門部会報告につきまして、朗読をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

令和6年8月2日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県最低賃金専門部会部会長、反田一富。

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年7月2日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、審議をしてくださった委員の皆様のお名前が書かれておりますので、朗読は省略させていただきます。

次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、山梨県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間988円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和6年10月1日。

次のページを御覧ください。

付帯決議となります。

当審議会は、令和6年度の山梨県最低賃金改正決定についての答申にあたり、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう、付帯決議として、以下の5点を付する。

1、最低賃金の引上げにより、時給が上昇傾向にある結果、短時間労働者を中心として、いわゆる年収106万円・130万円の壁の影響による就労調整が行われる場合があり、結果として、人手不足の解消への悪影響や、労働者の実質的な所得の向上が図られないこととなることから、社会保障制度並びに税制度について、賃金引上げの情勢にあわせた検討を求める。

2、賃上げに伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大する社会保険料などについて、税制度を含め、企業の負担を考慮した制度の在り方について検討を求める。

3、税や社会保障費の増加から、国民負担率は右肩上がりに増加しており、物価上昇と相まって、実質的な所得の低下の一因となっているため、実質的な賃金引上げとなるような制度の見直しについて検討を求める。

4、真に生活に困窮している人のため最低賃金を引き上げるものであるが、政府に対して最低賃金制度以外の生活保障制度の創設を求める。

5、中央最低賃金審議会の目安答申においては、前年度の答申において政府への要望事項に含めた取組事項について、各取組に対して得られた効果の測定結果や分析、評価、検証等の結果などの記載がなされていないことから、次年度以降の審議においては、各取組事項の検証結果などを踏まえた目安額となるような、審議、答申内容とすることを求める。

1枚おめくりいただきます。

こちらは、山梨県最低賃金の改正決定、審議結果の概要となります。

7月23日に第1回の専門部会を開催し、部会長等の選出、審議日程、最低賃金等の状況及び労使からの意見聴取結果について御審議いただきました。

続いて、7月30日に第2回の部会を開催し、労使双方から基本的見解について発表をいただきました。

8月1日に第3回の部会、8月2日に第4回の部会を開催し、第4回において結審となり、公益案につきまして、労働者側、使用者側ともに一部反対により決議をいただきました。

以上でございます。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御異議等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

御異議等がなければ、この専門部会報告は了承されたものといたしまして、この報告を元に当審議会としての答申案を作成することにいたします。

(反田会長)

次に、ただいまの部会長報告に基づき、山梨県最低賃金改正に係る審議会からの答申についてお諮りいたします。

事務局は、答申案を配布してください。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、答申案の採決に移りたいと思いますが、採決は、まず、答申本文及び別紙1、2、3について採決をしていきたいと思ひます

まず、事務局から、答申案の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは朗読をさせていただきます。

案。

令和6年8月5日。

山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和6年7月2日付け山梨労発基0702第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、令和4年10月20日発効の山梨県最低賃金時間額898円は、令和4年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙3のとおり付帯決議する。

1枚おめくりいただきます。

別紙1となります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1、適用する地域、山梨県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間988円。
5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和6年10月1日。

おめくりいただきまして、別紙2となります。

別紙2につきましては、山梨県最低賃金と生活保護との比較について、がございます。

こちらのほう、比較をいたしましたところ、山梨県の最低賃金は、生活保護水準を下回ってはいなかったことがわかりましたので、記載しております。

朗読は省略させていただきます。

また、次のページ、別紙3となります。

こちらは付帯決議となります。

先ほど申し上げたとおりでございますので、朗読も省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、答申案の本文と、別紙1、別紙2、別紙3について採決を行います。
慣例により、反対からお伺いします。

この答申案につきまして反対の委員は、挙手を願います。

労働者側2名、使用者側2名。

はい、ありがとうございました。

では、次に、この答申案について賛成の委員は、挙手を願います。

労働者側3名、使用者側3名、公益側3名。

はい、ありがとうございました。

保留の委員は、いらっしゃらないですね。

それでは、ただいまの採決の結果労働者側委員反対2名、使用者側委員反対2名でしたが、賛成多数により、本答申案は可決されました。

(反田会長)

それでは、可決されました答申案に基づきまして答申を行います。

事務局は答申文を用意してください。

(賃金指導官)

それでは、報道関係者の方、カメラの御準備をお願いします。

(会長が、労働局長に答申を手交)

(反田会長)

それでは、ここで労働局長から御挨拶をいただきます。
よろしく願いいたします。

(労働局長挨拶)

ただいま反田会長様から、山梨県最低賃金の改正に係る御答申をいただきました。

誠にありがとうございました。

令和6年度の山梨県最低賃金の改正につきましては、去る7月2日の第1回審議会において諮問をさせていただきました。

反田会長様をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、慎重かつ御熱心に審議を賜り、また、極めて難しい調整をいただきましたことに、深く、深く御礼を申し上げます。

最低賃金の果たす役割は、労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資することなど、大変大きいものでございます。

今後は、ただいまの御答申を尊重いたしまして、早速、所定の手続を進めますとともに、県民の皆様にも、改正されました最低賃金額を確実にお知らせ申し上げますよう、事務局一同、周知広報に努める所存でございます。

また、5点ほど付帯決議がなされましたので、厚生労働省本省にこの内容を伝え、政府としての対応を検討いただくよう申し入れを行いたいと思います。

併せまして、山梨労働局は付帯決議の内容とその重みを踏まえまして、中小企業等に配慮しつつ、引き続き、価格転嫁対応の徹底や業務改善助成金の充実、キャリアアップ助成金をはじめとする年収の壁・支援強化パッケージの活用促進等に努めて参ります。

最後に、本日の御答申に至るまでの委員の皆様の真摯な御議論、御尽力に改めまして感謝申し上げます、答申に対する御礼の御挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(賃金指導官)

それでは、撮影はここまでとさせていただきます。
大丈夫でしょうか。
それでは、会長お願いします。

(反田会長)

それでは次に、今後の公示等の手続につきまして事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

説明させていただきます。

ただいま、山梨県地域別最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、今後の手続きについて説明させていただきます。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板及びホームページに公示いたします。

最低賃金法第11条第2項の規定により、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされておりますので、この異議申出の締切りは8月20日となります。

関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審、いわゆる「異議審」を開催させていただき、異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

この異議申出につきましては、例年提出されておりますので、異議申出があることを前提といたしまして、既に委員の皆様と日程調整を行わせていただき、異議審を8月21日に開催する予定としております。

異議審におきまして、答申どおりが適当との決定がなされた場合には、労働局長が答申に沿って、最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示がなされますと、その30日後に発効することとなりますが、官報公示の手續に少し時間がかかりますので、8月30日が官報公示予定となっており、改正されました最低賃金の発効日は10月1日を指定しての発効となる予定となっております。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明に、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

【 (2) その他 】

(反田会長)

それでは、次の議題に移ります。

議題の(2)、その他でございますが、各側何かございますか。

(長谷川委員)

今日は報道の方もいらしているようですが、山梨地方最低賃金審議会で昨年に比べて50円アップしたということが、今決定されたところですが、どういう経緯で、どういう議論があったのかということを知りたい。県民の皆さんに知らせる術がないかと思っていて、できたら、この審議会で労働者側からはこういう話が出たよ、使用者側からはこういう話が出たよ、公益からはこういう話が出たよというような内容が新聞などで県民の皆さんに見ていただけるようなことができたらいいなと思います。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

事務局で、この点について何かございますか。

(賃金室長)

審議会につきましては、議事録を作成しております。

2者協議の部分につきましては、概要という形で載りますけれども、それは一般にも公開させていただいておりますので、そちらのほうで御覧いただければ思っております。

以上でございます

(長谷川委員)

わかりました。

(反田会長)

そのほかに何かございますか。

はい、お願いします。

(田草川委員)

はい、付帯決議についてでございます。

この5つの項目について、非常に重いと思いますので、先ほど労働局長からも、本省へ上申をするということでございますが、是非、強く上申をいただきたいというふうに思います。

特に、この5項目は、労使ともに非常に困っている問題でございますので、是非、この解決に向けた前進が図れるよう強く要請したいと思います。

よろしく願いいたします。

(労働局長)

ありがとうございます。

改めまして、先ほど申し上げましたように、しっかりと厚生労働省本省のほうに報告しつつ、検討の申入れをお願いさせていただきます。

ありがとうございます。

(反田会長)

そのほかにはございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

はい、1点お願いいたします。

本日、この後、報道機関への発表を行う予定としておりますので、御承知いただければと思います。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、以上をもちまして、令和6年度第3回山梨地方最低賃金審議会を終了といたします。

本日の議事録の確認ですが、白倉委員と早川委員をお願いいたします。

それでは、皆様お疲れ様でした。